

## ○術科担当部長の指定について

昭和59年4月2日教発第134号

警察本部長から各部・課・隊・校・署長あて

改正 平成7年5月29日教甲第299号

平成21年3月24日務甲達第56号

各術科特別強化訓練の体制を強化し、効果的な運営と訓練員の士気を高め、術科の振興をはかることを目的として、術科各部担当の部長を次のとおり指定したので通報する。

記

柔道担当部長・・・・・・・・・・・・・・刑事部長

剣道担当部長・・・・・・・・・・・・・・警備部長

逮捕術担当部長・・・・・・・・・・・・・・生活安全部長

けん銃担当部長・・・・・・・・・・・・・・警察学校長